



鳥取県公報

平成15年 1月28日(火)
第 7 4 5 3 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (39) (県民活動推進課)	1
	大規模小売店舗に関する変更事項の届出 (40) (経済交流課)	2
	土地改良法による換地計画の決定 (2件) (41・42) (耕地課)	3
	保安林の指定予定 (5件) (43~47) (森林保全課)	4
	公共測量の実施 (48) (管理課)	8

告 示

鳥取県告示第39号

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款は、平成15年3月10日までの間、鳥取県生活環境部県民活動推進課において公衆の縦覧に供する。

平成15年 1月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 申請のあった年月日
平成15年 1月10日
- 申請に係る特定非営利活動法人の名称
特定非営利活動法人すてっぷ
- 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名
光岡 芳晶
- 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地
米子市道笑町二丁目126
- 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的
この法人は、障害者及び高齢者に対して、在宅生活と社会参加を支援するための事業を行い、ノーマライゼーション社会の実現に寄与することを目的とする。
- 定款の変更事項
事業の追加及び名称変更

鳥取県告示第40号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定に基づき、大規模小売店舗を設置する者から同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更に係る届出がされたので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおりその概要を告示し、及び縦覧に供する。

平成15年 1月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

米子駅前ショッピングセンター
米子市末広町58

2 変更しようとする事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

変更前 開店時刻 午前10時 閉店時刻 午後9時

変更後 株式会社マイカル 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後11時

その他の小売店 開店時刻 午前9時 閉店時刻 午後9時

3 変更年月日

平成15年 1月20日

4 届出年月日

平成14年12月24日

5 変更に係るもの以外の事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、所在地及び代表者の氏名

(ア) 大規模小売店舗を設置する者

米子駅前開発株式会社 代表取締役 森田隆朝 米子市中町20

(イ) 大規模小売店舗において小売業を行う者

株式会社マイカル 管財人 岡田元也 大阪市中央区久太郎町3 - 1 - 30

株式会社落合 代表取締役 落合伸介 米子市角盤町1 - 27 - 8

有限会社平田生花店 代表取締役 平田明久 鳥根県松江市南田町31

株式会社山陰フジカラー 代表取締役 川端成幸 鳥根県松江市東津田町1886 - 4

株式会社ナカニシ 代表取締役 中西 弘 鳥取市富安2 - 70

株式会社ウチムラ 代表取締役 内村正巳 米子市角盤町1 - 168

株式会社三城 代表取締役 多根幹雄 東京都中央区日本橋室町2 - 4 - 2

有限会社米仙堂 代表取締役 寺崎一男 米子市上福原1465 - 2

株式会社ユーシーシーフードサービスシステムズ 代表取締役 榊原充俊 神戸市中央区多聞通5 -

3 - 8

寿製菓株式会社 代表取締役 川越誠剛 米子市旗ヶ崎2028

株式会社ジーンズカジュアルダン 代表取締役 伊達 環 広島県庄原市西本町2 - 19 - 1

株式会社アイドル 代表取締役 矢島孝敏 東京都渋谷区千駄ヶ谷5 - 27 - 3

有限会社エムズカンパニー 代表取締役 増岡智裕 鳥根県出雲市今市町468 - 7

株式会社広島音工 代表取締役 岡田光由 広島市西区横川新町13 - 24

株式会社ベルウィンク 代表取締役 辻本憲之 大阪市中央区南船場4 - 7 - 22

藤久株式会社 代表取締役 後藤正巳 名古屋市名東区高社1 - 210

株式会社みどり商事 代表取締役 金川裕一 米子市両三柳1546 - 1

- (2) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
16,193㎡
- (3) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
- ア 駐車場の位置及び収容台数
(ア) 位置 6の書類に記載のとおり
(イ) 収容台数 1,622台
- イ 駐輪場の位置及び収容台数
(ア) 位置 6の書類に記載のとおり
(イ) 収容台数 180台
- ウ 荷さばき施設の位置及び面積
(ア) 位置 6の書類に記載のとおり
(イ) 面積 235.0㎡
- エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量
(ア) 位置 6の書類に記載のとおり
(イ) 容量 325.0㎡
- (4) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
- ア 来客が駐車場を利用することができる時間帯
午前8時30分から午後11時30分まで
- イ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
(ア) 出入口の数 7か所
(イ) 位置 6の書類に記載のとおり
- ウ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯
午前5時から午後8時まで
- 6 縦覧に供する書類
変更事項届出書及びその添付書類
- 7 縦覧に供する期間
平成15年1月28日から4月間
- 8 縦覧に供する場所
鳥取市東町一丁目220
鳥取県商工労働部経済交流課
米子市鞆町一丁目160
鳥取県西部県民局
米子市加茂町一丁目1
米子市経済部商工課
- 9 意見書の提出
米子市の区域内に居住する者、米子市において事業活動を行う者、米子市の区域をその地区とする商工会議所その他の米子市に存する団体その他のこの告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、7の期間内に、知事に意見書を提出することができる。

鳥取県告示第41号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る中北条地区（第2工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年 1月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成15年 1月28日から20日間
- 3 縦覧に供する場所
北条町役場
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第42号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る庄内地区（第1工区）の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成15年 1月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成15年 1月28日から20日間
- 3 縦覧に供する場所
名和町役場
- 4 異議の申立て
利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第43号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年 1月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1(1) 保安林予定森林の所在場所
西伯郡西伯町大字中字青木ノ上589、590、字小丸山607の1、607の2、609の1、609の2、617の1、字ワニブチ627、628、632、字ワニ淵山639から647まで、649、650
- (2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、西伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

西伯郡西伯町大字中字上塔山409、410、字下塔山461から465まで

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、西伯町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び西伯町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第44号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年 1月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 保安林予定森林の所在場所

西伯郡名和町大字門前字下屋敷98の1から98の3まで、字後谷99の1、99の3

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、名和町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び名和町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第45号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年1月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

1(1) 保安林予定森林の所在場所

日野郡日野町福長字家ノ空938、字宮ノ前道上へ939

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

日野郡日野町福長字添水尻リ823、字宮ノ前道上へ942の1、942の2

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

3(1) 保安林予定森林の所在場所

日野郡日野町下榎字馬場ノ上847、848

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、日野町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び日野町役場に備え置いて縦覧に供す

る。)

鳥取県告示第46号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年 1月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所
日野郡江府町大字貝田字井手ノ上工1054の1
 - (2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
 - 2 (1) 保安林予定森林の所在場所
日野郡江府町大字江尾城ノ上518、529、530
 - (2) 指定の目的
土砂の崩壊の防備
 - (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 主伐は、択伐による。
 - (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第47号

次のように保安林の指定をする予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成15年 1月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 (1) 保安林予定森林の所在場所

日野郡江府町大字久連字戸ノ空上ミノー84の1、85の1、86の1、87の1

(2) 指定の目的

土砂の崩壊の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

西伯郡江府町大字武庫字鋳物屋1851、1852、1862

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、江府町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び江府町役場に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第48号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定に基づき、国土交通省中国地方整備局鳥取工事事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。

平成15年 1月28日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 作業種類 公共測量（千代川地形図修正業務）

2 作業期間 平成14年11月15日から平成15年2月28日まで

3 作業地域 千代川水系国土交通省直轄管理区域

千代川 八頭郡用瀬町大字別府から鳥取市賀露町北まで

袋川 岩美郡国府町大字清水から鳥取市古市まで

八東川 八頭郡家町大字国中から鳥取市今在家まで

旧袋川 鳥取市青葉町から同市江津まで